

電子決済等代行業者との非 API 連携における契約内容について

株式会社宮崎銀行は、料金払込サービス<Pay-easy（ペイジー）>情報リンク方式を取り扱う以下の電子決済等代行業者との間で、銀行法第 52 条 61 の 10 で定める事項を含め、契約を締結しています。

契約締結済の電子決済等代行業者
ベリトランス株式会社

銀行法第 52 条 61 の 10 で定める事項の内容については、以下の Web ページをご参照ください。

[日本マルチペイメントネットワーク運営機構](#)

[日本マルチペイメントネットワーク推進協議会](#)